

# 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部細則

## 第1章 総則

- 第1条 本細則は西部支部規則で記載されない西部支部の運営に必要な詳細な要領について規定する。この細則は運営委員会の3分の2の合意により決定し、改変される。また総会に必要と思われるときに内容を報告する。
- 第2条 西部支部規則にて規定する運営委員会以外に下記委員会を設ける。
- (1) 講演会実行委員会
  - (2) 広報編集委員会
  - (3) 電子情報委員会
- これら以外に運営委員会の合意により必要な委員会を設ける。
- 第3条 講演会実行委員会は、西部支部が開催を担当する講演会の準備支援のため必要に応じ開催する。
- 第4条 広報編集委員会は、本部学会誌への対応、メールマガジンの発行など支部内広報活動のため必要に応じ開催する。
- 第5条 電子情報委員会は、ホームページなど電子情報関係につき本部及び支部内で必要な対応を行うため必要に応じ開催する。

## 第2章 運営委員会

- 第6条 運営委員会は、次の会務を掌る。
- (1) 支部事業（研究会、シンポジウム、会員管理、広報活動など）及び支部担当の講演会についての方針決定、討議、報告
  - (2) 本部活動の支部分担分についての方針決定、担当決定、報告
  - (3) 本部理事会の報告と本部への報告事項の討議
  - (4) 支部予算の決定及びフォロー
  - (5) その他支部運営に必要な事項
- 第7条 運営委員会の構成員は次の通りとする。
- (1) 支部長、副支部長、運営委員、監事
  - (2) 支部研究会会長、講演会実行委員会委員長、広報編集委員会委員長、電子情報委員会委員長
  - (3) 支部推薦本部理事
- 第8条 運営委員の中に次の業務担当委員を各若干名設ける。
- (1) 庶務担当運営委員（組織・選挙等に関する事項）
  - (2) 会計担当運営委員（財務等に関する事項）
  - (3) 学術担当運営委員（講演会・論文集等に関する事項）
  - (4) 企画担当運営委員（国際・企画等に関する事項）

(5) 副支部長補佐担当運営委員（副支部長の補佐）

第9条 本会理事との連絡・連携担当は次の通りとする。

- (1) 庶務理事－庶務担当運営委員
- (2) 会計理事－会計担当運営委員
- (3) 研究理事－支部研究会会長
- (4) 学術理事－学術担当運営委員
- (5) 国際理事・企画理事－企画担当運営委員
- (6) 編集理事・広報理事－広報編集委員会委員長
- (7) 情報理事－電子情報委員会委員長

第10条 運営委員会の議決は出席運営委員の多数決により行う。ただし、運営委員会に出席できない運営委員は、当該運営委員が指名した運営委員会の代理出席者によって運営委員会の議決権を行使することができる。

第11条 業務担当運営委員は必要に応じて正員の中から実務担当者を指名し、業務対応体制を整える。

### 第3章 その他の委員会

第12条 各委員会には委員長を支部長が指名し運営委員会の了承を得て支部長が委嘱する。

第13条 講演会実行委員、広報編集委員、電子情報委員は、正会員の中から運営委員会の議を経て支部長が委嘱する。

第14条 各委員会の議決は出席委員の多数決により行う。

第15条 任期は2カ年とするも、重任は妨げない。ただし、講演会実行委員については西部支部が開催を担当する講演会毎に選出とし、重任は妨げない。

### 第4章 支部研究会

第16条 本支部に次の支部研究会を置き、技術者・研究者の交流を推進する。

- (1) 性能研究会
- (2) 構造研究会

第17条 本支部の目的を達成するため、運営委員会の議を経て、その他の研究会を設置することができる

第18条 研究会に会長を置く。会長の任期は2カ年とするも、重任は妨げない。

第19条 研究会への他支部からの参加は妨げない。

第20条 研究会は、会長を通じて運営委員会に年1回活動報告をしなければならない。

### 第5章 選挙

第21条 支部選出代議員は、支部所属正会員の互選により選出する。

第22条 支部長候補者選考委員会内規に基づき、支部長候補者選考委員会は、支部所属正会員の中から、2名以下の支部長候補者を選び、運営委員会に推薦する。

2 支部長候補として推薦を受けた者は、運営委員会の過半数の賛同を得て支部長候補者として確定する。

第23条 監事は支部長が支部所属正会員の中から2名以上の候補者を推薦し、運営委員会の過半数の賛同を得て、支部選出代議員が過半数をもって信任とする。不信任の場合は別案を再度提案する。

第24条 支部選出本部理事候補は支部長が支部所属正員の中から2名以上の候補者を推薦し、運営委員会の過半数の賛同を得て、支部選出理事候補とする。不信任の場合は別案を再度提案する。

## 第6章 支部事務員

第25条 本支部は、会務を処理するため、事務員を若干名置く。その選任と事務員との雇用契約は、運営委員会の議を経て、支部長が行う。

第26条 事務員との雇用契約内容は、運営委員会にて審議決定する。

## 第7章 付則

付則（1）本則は、平成17年5月13日から適用する。

（2）本則は、平成20年4月25日から適用する。

（3）本則は、平成21年1月23日（メール審議）から適用する。

（4）本則は、平成21年7月31日から適用する。

（5）本則は、平成22年3月29日から適用する。

（6）本則は、平成23年7月27日から適用する。

（7）本則は、平成24年5月8日から適用する。

（8）本則は、平成26年5月14日から適用する。

（9）本則は、平成29年3月8日から適用する。